

警察庁の取組

- 公道実証実験のための環境整備
 - ・ 公道実証実験のためのガイドライン(H28. 5策定)
 - ⇒ 特段の許可等なしに実施可能な実験の対象を明確化
 - ・ 公道実証実験に係る道路使用許可基準(H29. 6策定・R元. 9改訂)
 - ⇒ 遠隔型自動運転システム及び特別装置自動車の公道実証実験について、道路使用許可における審査の基準や条件を明確化
 - ・ SIP第2期 東京臨海部実証実験(R元. 10開始)
 - ⇒ ITS無線路側機を整備し、信号情報等の提供を実施
- レベル3の自動運転の実用化に対応するための環境整備
 - ・ 道路交通法の改正(R元. 6公布)
 - ⇒ レベル3の自動運転における運転者の義務等を規定(R2. 4施行)

関係省庁のこれまでの取組

- ・ 道路運送車両法の改正(R元. 5公布)
 - ⇒ 道路運送車両の保安基準の対象装置に、自動運行装置を追加(レベル4も対象)(R2. 4施行)
- ・ 道路法等の改正(R2. 5公布)
 - ⇒ 自動運行補助施設(自動運転車の運行を補助する施設(磁気マーカ一等))を道路附属物として位置付け(民間事業者の場合は占用物件とする)(公布の日から6月以内に施行)